

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和7年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保健事業 ④オンライン資格確認事務(資格履歴管理、機関別符号の取得等) ⑤公金口座
③システムの名称	1. 市町村事務処理標準システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 特定健診等データ管理システム 5. 国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2, 3, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166の項 (情報照会の根拠) 70の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) (公的給付支給等口座登録簿に関する情報照会) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民交流部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけているため、目的外入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険税(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 医療情報システム 7. 高額介護システム 8. 特定健診システム・国保総合システム 9. 高額システム	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険税(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 医療情報システム 7. 高額介護システム 8. 特定健診システム・国保総合システム 9. 高額システム 10. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国保都道府県化に伴うもの
平成30年10月1日	I 5②所属長の役職名	樋口 哲也	長寿社会課長	事後	
平成30年10月1日	II 1対象者人数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年10月1日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 5①部署	市民部 長寿社会課	市民部 市民課	事後	
令和1年6月28日	I 5②所属長の役職名	長寿社会課長	市民課長	事後	
令和1年6月28日	I 8連絡先	市民部 長寿社会課 医療保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	市民部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	I 1②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保健事業	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保健事業 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務(「以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年2月20日	I 1③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険税(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 医療情報システム 7. 高額介護システム 8. 特定健診システム・国保総合システム 9. 高額システム 10. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険税(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 特定健診等データ管理システム 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和2年2月20日	I 3法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第116条、第116条の2	1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番30 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第113条の3第1項・第2項、第116条、第116条の2	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年2月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番42, 43 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項・第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年2月20日	IV 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	I 5①部署	市民部 市民課	市民生活部 市民課	事後	
令和3年2月19日	I 7請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和3年2月19日	I 8連絡先	市民部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	市民生活部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後	
令和3年2月19日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年2月19日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和4年2月18日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番42, 43 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項・第2項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番42, 43 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項・第2項	事後	法改正に伴い、対応する号に更新
令和4年2月18日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年2月18日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I 1②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保健事業 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務(「以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保健事業 ④オンライン資格確認事務(資格履歴管理、機関別符号の取得等) ⑤公金口座	事前	公金口座の活用の開始する(R5年6月以降開始見込み)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	I 3.法律上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番30 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第113条の3第1項・第2項、第116条、第116条の2	1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番30 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第113条の3第1項・第2項、第116条、第116条の2 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律施行規則第2条1号	事前	公金口座の活用の開始する (R5年6月以降開始見込み)
令和4年5月1日	I 5.評価実施機関における担当部署	市民生活部市民課	市民交流部市民課	事後	
令和4年5月1日	I 8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後	
令和5年5月26日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱い事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険税(給付)(4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 特定健診等データ管理システム 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム	1. Acrocity国民健康保険(標準化前) 2. Acrocity国民健康保険税(料)(標準化前) 3. Acrocity国民健康保険税(給付)(標準化前) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 特定健診等データ管理システム 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム 8. 市町村事務処理標準システム(標準化後)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番30 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 3. 国民健康保険法第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第113条の3第1項・第2項、第116条、第116条の2 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律施行規則第2条1号	番号法第9条第1項 別表44の項	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番42, 43 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120 (オンライン資格確認の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項・第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2, 3, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166の項 (情報照会の根拠) 70の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機 関別符号を取得する等) (公的給付支給等口座登録簿に関する情報照会)	事後	
令和6年9月25日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和7年2月18日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱い事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険(標準化前) 2. Acrocity国民健康保険税(料)(標準化前) 3. Acrocity国民健康保険税(給付)(標準化前) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 特定健診等データ管理システム 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム 8.市町村事務処理標準システム(標準化後)	1. 市町村事務処理標準システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 特定健診等データ管理システム 5. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和7年2月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	事後	
令和7年2月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年2月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけているため、目的外入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	